# 資 料 編

1	計画策定に関する諸条件	65
	(1) 船橋市の概要	65
	(2) 将来人口推計について	65
2	市民の緑に対する意識に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
用	  語の解説	72

# (1) 計画策定に関する諸条件

## (1) 船橋市の概要

船橋市は千葉県北西部、東京湾北東部に位置し、東京都心部へ約 20 km、県都千葉市中心部へも約 20 kmの距離にあり、都心や成田空港に近いばかりでなく、京葉港や豊かな交通網を併せ持つなど、恵まれた立地条件を備えたまちです。

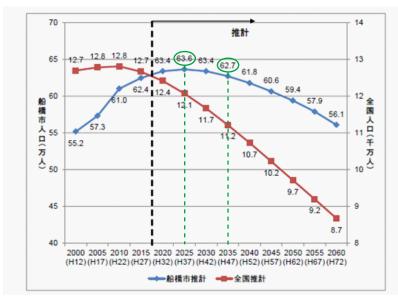
本市は、成田山に参拝する佐倉街道の宿場町として栄え、昭和 12 年 4 月 1 日に、船橋町、 葛飾町、八栄村、法典村、塚田村の 2 町 3 村が合併して県下 4 番目の市として誕生しました。 その後、地理的条件により、東京のベッドタウンとして昭和 30 年代から大規模な団地の造成、 公共交通機関の整備拡充がはじまり、これらの開発が人口増加の引き金となりました。

本市の人口は、市制施行時には 4 万 3 千人ほどでしたが、昭和 30 年から昭和 50 年にかけて急激な人口増加をし、昭和 59 年には人口 50 万人を突破し、県下では千葉市に次いで 2 番目の人口 50 万都市であり、平成 15 年 4 月に中核市に移行しました。その後、人口増加率は、鈍化の傾向を示していますが、平成 27 年 4 月現在、約 62 万人の人口を抱えています。

## (2) 将来人口推計について

平成 27 年度に策定された船橋市人口ビジョンでは、平成 27 年 4 月時点での住民基本台帳人口を基準として、将来の人口移動率と合計特殊出生率を下記のとおり仮定し将来人口推計を行い、平成 37 年の 63.6 万人をピークに平成 47 年には 62.7 万人に減っていくと予測しています。

- ・人 口 移 動 率 平成 22 年~平成 27 年の直近 5 年間の平均純移動率を基準とし、地方部で若い世代が減ることから見込まれる転入者の減少を勘案し、この移動率が平成 52 年までに 20%程度収束していくと仮定
- ・合計特殊出生率 平成 25 年実績の 1.39 が平成 72 年まで一定で続くと仮定



出典:「船橋市人口ビジョン」 (平成28年3月)

# 2 市民の緑に対する意識に関する資料

平成 26 年度に市民の緑に対する意識を調査するため、「船橋市の公園と緑に関するアンケート」を実施し、1,098 名から回答をいただきました。なお、アンケートの方法は、市内各所におけるアンケート用紙の配布・回収、市のホームページ等により実施しました。

結果は、下記の通りですが、日常的に目に映りふれあうことのできる緑については、「ある」が 9 割以上で、その緑に「公園や広場の緑」、「近所の生垣や庭木」をあげています。また、緑の量の変化は、10 年前と比べ「少しずつ減っている」が 46%に対し、「あまり変わらない」が 35%となっています。一方、公園については、身近に満足のできる公園が「ある」と答えた方は 60%、「ない」と答えた方は 33%となっています。

市に対して望むことは、「苗木や花の配布」、「散策路やサイクリングロードの設置」、「地域ぐるみの緑化の援助、指導」などをあげており、これに対し、個人として参加できる緑の活動は、「花いっぱい運動」、「花の名所等見学会」、「公園、道路の落葉清掃や草取り」などで 7 割を占めています。また、緑豊かなまちづくりのために家でできることは、「軒先に植木鉢を置く」、「庭木づくり」、「窓辺に緑を配する」、「ベランダ緑化をする」で 8 割となっています。

なお、「船橋市緑の基本計画」の周知度は、「内容を知っている」と答えた方がわずか4%で、計画を周知していく必要性※誘致距離や面積の標準は、目安としての数値です。が高いといえます。

## 《アンケート結果》

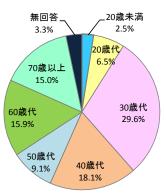
#### (属性)

## 性別

回答者数	1,098	100.0%
有効回答数	1,063	96.8%
男性	282	25.7%
女性	781	71.1%
無回答	35	3.2%

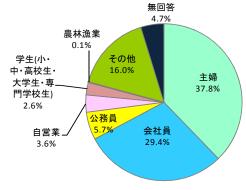


### 年齡



回答者数	1,098	100.0%
有効回答数	1,062	96.7%
20 歳未満	27	2.5%
20 歳代	71	6.5%
30 歳代	325	29.6%
40 歳代	199	18.1%
50 歳代	100	9.1%
60 歳代	175	15.9%
70 歳以上	165	15.0%
無回答	36	3.3%
-		

### 職業等



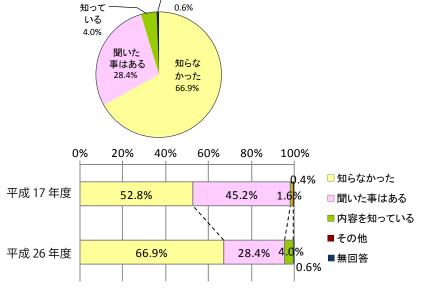
回答者数	1,098	100.0%
有効回答数	1,046	95.3%
主婦	415	37.8%
会社員	323	29.4%
公務員	63	5.7%
自営業	39	3.6%
学生(小・中・高校生・大学生・専門学校生)	29	2.6%
農林漁業	1	0.1%
その他	176	16.0%
無回答	52	4.7%

## ①「船橋市緑の基本計画」をご存じですか。

回答者数	1,098	100.0%
有効回答数	1,091	99.4%
知らなかった	735	66.9%
聞いた事はある	312	28.4%
内容を知っている	44	4.0%
無回答	7	0.6%

平成 17 年度アンケート

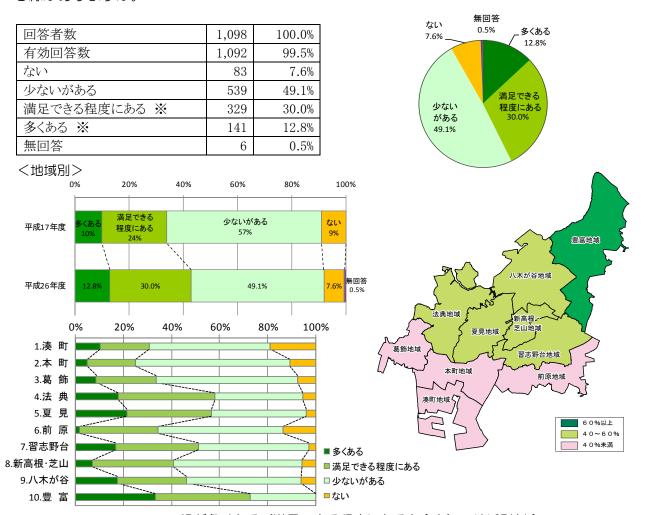
	•	
回答数	252	100.0%
知らなかった	133	52.8%
聞いた事はある	114	45.2%
内容を知っている	4	1.6%
その他	1	0.4%



無回答

②「船橋市緑の基本計画」では都市の中でどこにでも緑が目に映り、ふれあう事のできる、都市と緑が共生する街づくりの実現をめざしています。住まいの近くで日常的に目に映りふれあう事のできる緑がありますか。

内容を



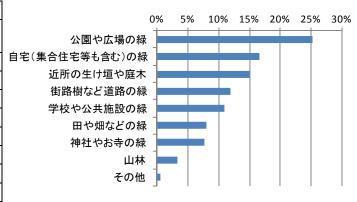
緑が多くある(満足できる程度にあるを含む)の地域別割合

※「多くある」、「満足できる程度にある」が平成 17 年度と比べ 9 ポイント増加。 ※地域差がみられ、北部地域が多く、南部地域は少ないとの回答が多い。

## ③ ②で「ある」とお答えいただいた方におたずねします。近くにあるのはどのような緑ですか。 (複数回答可)

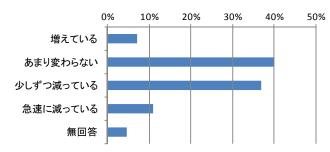
\*質問2で「ない」と答えた84人のうち質問3に答えている方が12人おり、その回答も含めています。

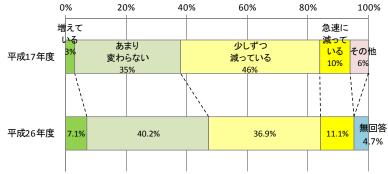
公園や広場の緑	707	25.3%
自宅(集合住宅等も含む)の緑	468	16.8%
近所の生け垣や庭木	419	15.0%
街路樹など道路の緑	335	12.0%
学校や公共施設の緑	308	11.0%
田や畑などの緑	227	8.1%
神社やお寺の緑	216	7.7%
山林	93	3.3%
その他	20	0.7%
合 計	2,793	100.0%



# ④緑の量の変化についておたずねします。10年前と比べて自宅周辺の緑の量はどのように変化していますか。

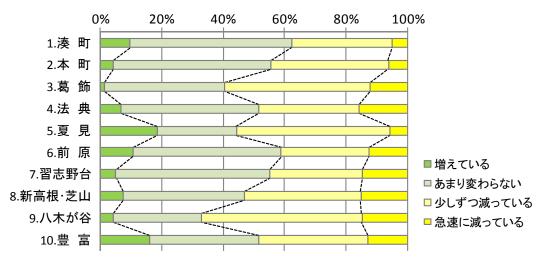
回答者数	1,098	100.0%
有効回答数	1,046	95.3%
増えている	78	7.1%
あまり変わらない	441	40.2%
少しずつ減っている※	405	36.9%
急速に減っている※	122	11.1%
無回答	52	4.7%





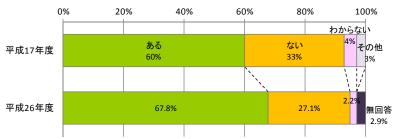
※「減っている」との評価が減少(平成 17年度 56%→平成 26年度 48%(8ポイント減))、「増えている」、「あまり変わらない」で約半数(47%)。

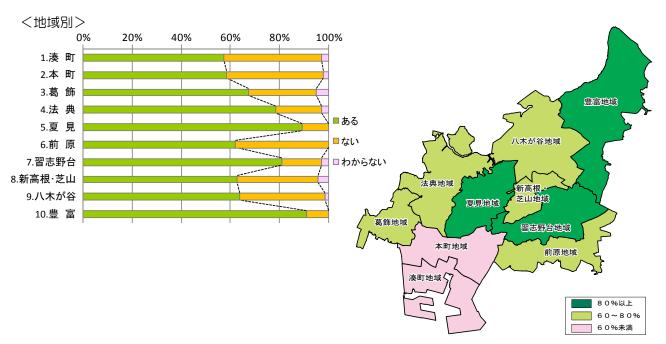
## <地域別>



# ⑤公園についておたずねします。自宅から徒歩約 15 分(距離 1km)で行ける満足のできる公園がありますか。

回答者数	1,098	100.0%
有効回答数	1,066	97.1%
ある	744	67.8%
ない	298	27.1%
わからない	24	2.2%
無回答	32	2.9%

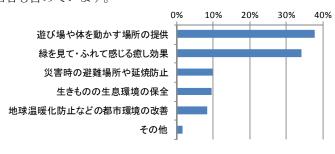




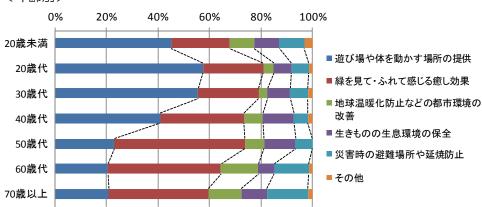
## ⑥公園や緑に望む役割のうち、一番重要だと思うものはどれですか。

\*⑥で1つ以上回答した方が208人います。その回答も含めています。

		· -
遊び場や体を動かす場所の提供	497	37.7%
緑を見て・ふれて感じる癒し効果	447	33.9%
災害時の避難場所や延焼防止	126	9.5%
生きものの生息環境の保全	123	9.3%
地球温暖化防止などの都市環境 の改善	107	8.1%
その他	20	1.5%
合 計	1,320	100.0%

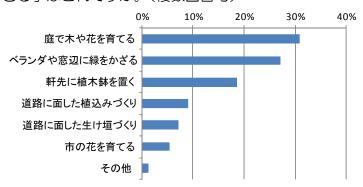


## <年齢別>



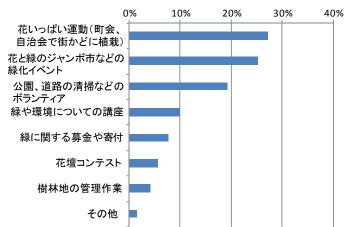
## ⑦「緑豊かなまちづくり」のためにご自宅でできる事はどれですか。(複数回答可)

庭で木や花を育てる	578	31.1%
ベランダや窓辺に緑をかざる	506	27.2%
軒先に植木鉢を置く	349	18.8%
道路に面した植込みづくり	170	9.1%
道路に面した生け垣づくり	133	7.1%
市の花を育てる	102	5.5%
その他	23	1.2%
合 計	1,861	100.0%



## ⊗あなたが個人として参加できる、または、参加してみたい緑の活動はどれですか。(複数回答可)

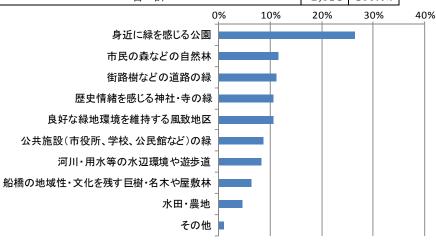
花いっぱい運動(町会、 自治会で街かどに植栽)	466	27.3%
花と緑のジャンボ市などの 緑化イベント	430	25.1%
公園、道路の清掃などの ボランティア	328	19.2%
緑や環境についての講座	166	9.7%
緑に関する募金や寄付	131	7.7%
花壇コンテスト	95	5.6%
樹林地の管理作業	69	4.0%
その他	25	1.5%
合 計	1,710	100.0%



⑨あなたのお住まいの地区で、地区の緑のシンボルと感じる場所や、今後も残したい場所はどこですか。次の中から該当するものを全て選び、番号に〇印を付けてください。

また、その具体的な場所がわかれば()内に記入してください。(複数回答可)

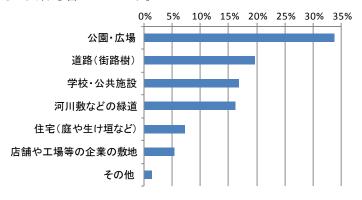
身近に緑を感じる公園	745	26.5%
市民の森などの自然林	326	11.6%
街路樹などの道路の緑	317	11.3%
歴史情緒を感じる神社・寺の緑	304	10.8%
良好な緑地環境を維持する風致地区	304	10.8%
公共施設(市役所、学校、公民館など)の緑	245	8.7%
河川・用水等の水辺環境や遊歩道	234	8.3%
船橋の地域性・文化を残す巨樹・名木や屋敷林	180	6.4%
水田・農地	130	4.6%
その他	29	1.0%
合 計	2,814	100.0%



## ⑩これからあなたはどんなところを重点に緑を増やしていくべきだと思いますか? 次の中から3つ以内で選び番号に〇をつけて下さい。

\*質問10で3つ以上選んだ方が18人います。その回答も含めています。

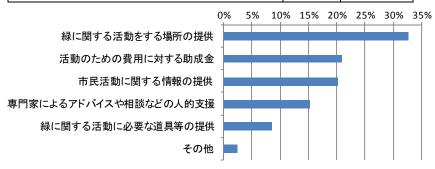
公園·広場	840	33.7%
道路(街路樹)	488	19.6%
学校•公共施設	417	16.7%
河川敷などの緑道	401	16.1%
住宅(庭や生け垣など)	178	7.1%
店舗や工場等の企業の敷地	133	5.3%
その他	34	1.4%
合 計	2,491	100.0%



## ①今後、市民の方が緑の環境づくりに関わっていくために、どのような支援が必要だと考えますか。 一つお選びください。

\*質問11で2つ以上選んだ方が133人います。その回答も含めています。

緑に関する活動をする場所の提供	388	32.6%
活動のための費用に対する助成金	249	20.9%
市民活動に関する情報の提供	240	20.2%
専門家によるアドバイスや相談などの人的支援	181	15.2%
緑に関する活動に必要な道具等の提供	102	8.6%
その他	29	2.4%
合 計	1,189	100.0%



## 【自由意見の区分別件数は次のとおりです。】

	区分	件数	割合 (%)
1	公園の整備・利用に関すること	256	46. 5
2	街路樹	17	3. 1
3	河川及び河川沿いに関すること	7	1.3
4	緑化に関すること	6	1. 1
5	花による緑のまちづくり	14	2.5
6	緑の保全に関すること	19	3. 5
7	緑の維持管理に関すること	49	8.9
8	緑の利用に関すること	4	0. 7
9	緑の普及啓発・活動等に関すること	17	3. 1
10	計画に関すること	9	1.6
11	緑全般	143	26. 0
12	その他	9	1.6
	合 計	550	100.0

# 【用語の解説】

## あ行

## お散歩マップ

船橋市の寺社・仏閣・公園など市内の名所を紹介している地図。船橋市観光協会のホームページでも閲覧でき、東・西・南・北の4つのモデルコースがある。

## か行

## 開発

住宅や工場等の建設を目的として「土地の区画 形質の変更」を行うこと。

## 開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(都市計画区マスタープラン)とは、都道府県が、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共設備の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるもの。

## 葛南自然ふれあいモデル地区

千葉県が平成4年度から基本計画策定調査を開始した計画で、市街化が著しい船橋、市川、鎌ヶ谷の3市にまたがる地域において、核となる広域公園と各市における公園、緑地を結び、自然とのふれあい、緑のネットワークづくりを目指し設定した地区。

#### 環境学習

市民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会経済構造そのものを環境にやさしいものに変えていくために、人間と環境との関わりについて理解と認識を深めるための学習。

### 環境共生モデル都市指定

環境負荷の軽減や自然との共生などの取り組みを行うモデル都市として日本政府から指定を受けること。

#### 景観木

都市において良好な景観の形成に寄与している樹木。

### 源流域

川の源(みなもと)となる場所。

## こども未来会議室

船橋市の現状を子どもたちに伝え、まちづくりを意識してもらうとともに、子どもたちと市長が将来を見据えた意見交換を行い、市政運営に子どもたちの視点を活かしていくことを目的として市内関係団体との共催により実施される。

## さ行

## 再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図ることを目的に、建築物・建築敷地の整備及び公共施設等の整備を行う事業。

## (財団法人) 船橋市緑の基金

昭和 60 年に設立された、広く市民等の積極的な参加と協力により緑の保全と緑化の推進を図ることを目的とした法人。平成 23 年に解散し、一部の事業は船橋市が引き継いでいる。

### 里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、農業や林業などさまざまな人間の働きかけを通じて、その環境が形成・維持されてきた地域。集落とそれを取り巻く林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される。

## 三番瀬(さんばんぜ)

東京湾最奥部にある、浦安市、市川市、船橋市、 習志野市に三方を囲まれた約 1,800ha の干潟と 浅海域(浅い海)。貝類や魚類などの多くの生物 の生息場所となり、さらにそれらをえさとする渡 り鳥も多くやってくる。

#### 市街化区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法により指定された区域区分。市街地として積極的に開発・整備する区域で、すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指定する。

## 市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法により指定された区域区分。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

## 自然散策マップ

自然を楽しみながら散策するための地図で、市内で 10 のルートを設定し、それぞれの自然を楽しめる見所や、そこで見ることのできる生き物たちを分かりやすく紹介している。公民館や市ホームページにて取得することができる。

#### 姉妹都市

文化交流や親善を目的とした地方自治体同士の 関係を指す。友好都市・親善都市などとも呼ばれ る。本市はアメリカ・ヘイワード市、中国・西安市、 デンマーク・オーデンセ市と提携を結んでいる。

## 住区基幹公園

歩いていける範囲の居住者の安全や健康的な生活環境、休養、レクリエーションの場として利用させる公園を指し、「街区公園」「近隣公園」などがある。

## 樹木医

日本の民間資格の一つで、樹木の調査・研究、 診断・治療などを通して、樹木の保護・育成・管理や、樹木に関する知識の普及・指導などを行う 専門技術者。

## 情操

道徳的・芸術的・宗教的など社会的価値をもった複雑な感情。

## 照度

物体の表面を照らす光の明るさを表す量。公園等では概ね3ルクスを標準とする。

## 人工地盤

構造物の表層や上部などに人工的に造られた地盤。

## 親水拠点

河川等で水を身近に感じることや、水辺にふれ あうことができる場所。

## 新戦略計画、愛知目標

2002 年の COP6 (オランダ・ハーグ)で採択された戦略計画 (2010 年目標) は「2010 年までに、地球、地域、国レベルで、貧困緩和と地球上すべての生物の便益のために、生物多様性の現在の損失速度を顕著に減少させる」ことを目標としていたが、達成できなかったため、2010年以降の世界目標として、各国に積極的な行動を促す「明確」で「わかりやすい」戦略計画2011-2020が COP10で採択された。この計画が開催地の愛知県にちなみ「新戦略計画、愛知

目標」と呼ばれている。この計画は、生物多様性 条約の3つの目的、(1)生物多様性の保全、(2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺 伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配 分、を達成するための新たな目標となっている。

## シンボルツリー

その場所を象徴する、さらには引き立ててくれるような樹木。

## スポーツ健康都市宣言

昭和 58 年に宣言された、船橋市民が地域に根ざしたスポーツ活動を通じて、健康で豊かな心とからだを育て、活力ある近代的都市をめざす宣言。

#### 生産緑世

生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地を保全し、良好な都市環境の形成を図るため指定される、都市計画上の地域地区。

#### 牛物相

一定の環境(地域・時代)に生息する生物の全種類。

## 生物多様性

種・遺伝子・生態系レベルなどで多くの生物種が存在すること。様々な生物がいる「種の多様性」だけでなく、同じ種の中の「遺伝子の多様性」や自然生態系を構成する動物・植物・微生物などがおりなす「生態系の多様性」も含む包括的な概念。

### 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

2010年10月に、愛知県名古屋市において開催された生物多様性に関する会議。特に遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書と、2011年以降の「新戦略計画、愛知目標」が採択された。

## 全国都市緑化船橋フェア

全国都市緑化フェアは、日本の地方博覧会のひとつで、国土交通省の提唱で都市緑化機構が主催する花と緑の祭典である。都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図り、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することが目的であり、船橋フェアは 2007 年に開催した。

## 総合計画

地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画。長期展望をもつ計画的、効率的な行政運営の指針が盛り込まれる。

## た行

## 宅地開発

住宅建築用に、農地や山林などの土地の形質変 更を行い、建物を安全に建築することができる敷 地に変更する宅地造成を行うこと。

## 地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室 効果ガスの大気中濃度が増加して、大気の温度が 上昇すること。なお、これに伴う諸現象まで含め て使用することもある。

## 地区計画

都市計画法に基づき、個性豊かで魅力に満ちた 市街地を形成するため、地区に応じたきめ細かい まちのルールを住民合意のもとに定める計画。地 区の目標を実現するために、必要な地区施設や建 築物の用途制限、緑化率の最低限度などを定め、 より良好なまちづくりの推進に寄与する。

## 千葉県広域緑地計画

千葉県が平成9年に策定した、県内の公園緑地の将来像を広域的な観点からまとめた計画。

## 調整池

雨水を一時的に貯留させることで河川への流入量を減らし、洪水が起こりにくくするために土地の開発者が設置する暫定施設。

#### 調節池

雨水を一時的に貯留させることで河川への流入量を減らし、洪水が起こりにくくするための恒久的な河川管理施設。

#### 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市における良好な自然環境の緑地などを都道府県または市町村が都市計画に定めるもので、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な緑地について、それを保全するため、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

#### 都市基幹公園

市全域の住民が利用することを目的とした公園で、総合公園と運動公園がある。

## 都市基盤

都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設のこと。道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、学校、病院、公園などの公共施設が該当する。

## 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

先述の「開発及び保全の方針」に同じ。

## 都市計画決定

都市計画法に基づき、市の都市計画として決定すること。決定に際しては、都市計画の案を作成し、市民等への公告・縦覧、都市計画審議会での議決を受け、最終的に告示を行うことで効力を発生する。

## 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市の都市計画に関する基本方針を定めた計画。

## 都市公園

都市公園法に基づき設置される公園で、規模や目的からいくつかの種別に分類される。(公園種別の一覧は76ページに掲載)

## 都市公園法

都市公園の健全な発達を図るため、都市公園の 設置及び管理に関する基準等を定めた法律。

## 都市緑地

都市公園法に基づく緑地で、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる。

#### 都市緑地法

良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全および緑化の推進に関して必要な事項を定めた法律。景観法の制定にあわせ、都市公園法とともに平成16年に改正された。

#### 都市緑地保全法

都市緑地法の改称前の名称。

#### 土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、 土地の区画を整え宅地利用の増進を図る事業。

## な行

## ネットワーク

いくつかの施設や地点などを結んだ組織。個別のものを関連付け、網のように結びつけること。

## は行

## ヒートアイランド現象

都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリート などの地表面の状態などによって、都市内の温度 が郊外と比べて高くなる現象。

## ビオトープ

生物を意味する「ビオ」と場所を意味する「トープ」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。野生生物が生息できる条件を備えた生態学的に良好な環境空間、または自然の生態系に接することができるように整備された空間。

## 広場

都市公園に準ずる施設として、市民の身近に憩いと遊び場を提供することを目的とした施設。

#### 風致地区

自然の景勝地、公園、沿岸、緑豊かな低密度住宅地など、その風致を維持することが望ましいと思われる地域について指定される、都市計画法に基づく地域地区の一種。本市においては4地区(約508ha)が指定されている。

## 福祉と緑の都市宣言

平成 4 年に宣言された、船橋市民が、緑豊かな環境の中で、お年寄りや障害をもつ方々を大切にする優しい心をはぐくみ、次代を担う子供たちが、すくすくと成長できる、生きがいと温もりに満ちたまちづくりを目指す宣言。

#### 船橋市環境基本計画

平成 5 年施行の環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な大綱を定めるもの。平成 9 年に策定し、計画期間が満了した平成 23 年に現行計画を策定。市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共生する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けることができるようにすることを目的とする。

## 船橋市環境共生まちづくり条例

環境と開発との調和を図り、市民と環境が共生する豊かなまちづくりを進めるため、市・事業者・市民が果たすべき責務と具体的な措置等を定めた条例。

#### 船橋市景観計画

平成 17 年に施行された景観法により中核市が 同法に基づく景観行政団体となったため、本市の 良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻 し・次世代へと受け継いでいくために、同法に基づき平成 22 年に策定した計画。それに併せ、船橋市景観条例も制定し、一定規模以上の建築物の建築等を行う際の市への届出等を規定している。

## 船橋市風致地区条例

都市の風致を維持することを目的として、風致

地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について必要な規制を定めた条例。県からの権限移譲により平成27年1月1日に施行された。

## 船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例

昭和 48 年に施行した、緑の保存と緑化の推進を図ることにより、良好な自然環境を維持することを目的とする条例。指定樹木等の指定、保存樹木等保全協定、伐採行為の届け出などが規定されている。

## ふなばし撮おりゃんせ

船橋市内での、映画やドラマ、CM などの撮影制作に関わる要望に応える窓口。窓口を一元化し、市内の各口ケーション紹介、円滑な撮影の為のサポート、事務手続き等の効率化と公共施設の有効活用を図り、撮影の支援をする。

### ふなばしのみどり 2001 年計画

平成4年に策定した、快適な都市環境の保全と良好な都市景観の創造を図るための緑地保全に関する基本指針。

## 船橋ハイテクパーク

豊富町、鈴身町、車方町にわたる地区に民間が 開発した、先端・成長産業などを誘致するための 工業団地。

## プロムナード

車の通行を認めない遊歩道や散歩道など全般をさす。

## ま行

### 水際線

水域と陸域の境界線あるいは境界域。

## 水と緑のネットワーク

水や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤とした面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮する取組。都市の熱環境の改善、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の

形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出など、都市に自然を取り戻し、生き物との触れ合いや豊かな四季感のある、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待される。

## や行

## 屋敷林

屋敷の周囲に防風や防火のために植えられた樹林のこと。

## ら行

## 緑化重点地区

都市緑地法に基づき、「緑地の保全及び緑化の 推進に関する基本計画」(本市における「緑の基 本計画」)において定める緑化の推進を重点的に 図るべき地区。

## わ行

## ワークショップ

様々な立場や経験を有する参加者が、お互いの考え方や意見を学びながら全体の意見の整理や合意形成を図っていくよう工夫された会議の一つ。住民参加の手法の一つである。

## 【公園種別の一覧】 ※誘致距離や面積の標準は、月安としての数値です。

公園種別の一覧】 ※誘致距離や面積の標準は、目安としての数値です。					
種	類	種別	内容		
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。		
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、 近隣住区内当たり1箇所を誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり 面積2haを標準として配置する。		
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。		
	都市基幹公園	総合公園	市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。		
		運動公園	市民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15~75haを標準として配置する。		
大規模公園	広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクレェーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域なブロック単位ごとに1箇所当り面積50ha以上を標準として配置する。		
緩衝縁地等	緩衝緑地		大気の汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。		
	都	/市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、面積0.1ha以上を標準として配置する。ただし既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。		



平成 28 年 12 月

12月

船橋

市



船橋市建設局都市整備部公園緑地課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25

電話 047-436-2554

FAX 047-436-2539

メール kouen@city.funabashi.lg.jp